

広島県木材業者登録規約

(目 的)

第 1 条 この規約は、木材業者の登録を行うために必要な事項について定め、木材業者の能力及び動態を明確にして、木材の公正かつ、円滑な取り引きを促進し、もって木材業者の社会的、経済的地位の向上と県木連事業の発展を図ることを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木 材 素材（薪炭用材及び椎茸原木を除く）及び、製材並びに単板、合板、床板、銘木、たる丸等の特殊材（以下「特殊材」という）並びに木材チップをいう。
- (2) 木 材 業 素材の生産又は木材の販売を行う営業をいう。
- (3) 製 材 業 機械設備により、製材又は特殊材の製造を行う営業をいう。
- (4) 木材チップ業 機械設備により、木材チップの製造を行う営業をいう。
- (5) 木 材 業 者 登録を受けて木材業、製材業、木材チップ業を営む者をいう。

(登 録)

第 3 条 この規約の定めるところにより、登録を受けることのできる者は、木材業者、製材業者、木材チップ業者とする。

2 前項の登録の有効期間は、1年とする。

3 木材業者は、登録の有効期間の満了後、引き続き業を営むときは、更新の登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第 4 条 登録（更新の登録を含む。以下同じ）を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した登録申請書を一般社団法人広島県木材組合連合会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名）
- (2) 営業所の名称及び所在地
- (3) 業種及び業態の内容

- (4) 設備の概要
- (5) その他会長が必要と認める事項

(登録の実施等)

- 第 5 条 会長は、前条の規定による登録の申請があったとき、当該申請者が木材業者として登録することが適当と思われる場合は、木材業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。
- 2 会長は、前項の登録をしたときは、木材業者登録証及び木材業者登録票を本人に交付するものとする。
 - 3 登録証及び登録票を亡失し又はき損したときは、再交付を受けることができる。

(登録料、手数料)

- 第 6 条 登録を受けようとする者又は登録証もしくは登録票の再交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる登録料又は再交付手数料を納付しなければならない。
- (1) 新規登録及び更新登録
登録料 1 登録者当たり 6,000 円
 - (2) 登録証又は登録票の再交付
再交付手数料 1 件当たり 1,000 円

(登録の変更)

- 第 7 条 木材業者（業者が死亡し又は解散したときは、その相続人又は清算人）は、次の各号の 1 に該当するに至ったときは、その旨を記載した届出書に所要事項を記入の上、会長に提出しなければならない。
- (1) 第 4 条第 1 号、第 2 号、第 3 号に掲げる事項に変更を生じたとき
 - (2) 事業を廃止したとき
- 2 会長は、前項第 1 号に係る届出があった時は、登録簿及び登録証並びに登録票の記載事項の変更等必要な措置を行うものとする。

(登録の取り消し)

- 第 8 条 会長は、木材業者が次の各号の 1 に該当する場合は、登録を取り消すことができる。
- (1) 第 4 条の規定による登録申請書に虚偽の記載をして、登録を受けた者
 - (2) 前条第 1 項の届け出をしなかった者
 - (3) その他不正な方法により、登録を受けた者
- 2 会長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、その旨、当該木材業者に通知し、登録証及び登録票の返還を要請するものとする。

(登録の抹消)

第 9 条 会長は、次の各号に掲げる場合は、木材業者の登録を抹消するものとする。

- (1) 第 7 条第 1 項第 2 号の規定による廃止届の提出があったとき
- (2) 第 8 条第 1 項の規定により、登録の取り消しをしたとき
- (3) 登録の有効期間満了の際、更新登録の申請がなかったとき

附 則

- 1.この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2.この規約の施行の際、現に広島県木材業者登録条例に基づき登録を受けている者は、その有効期間の満了日までは、この規約による登録を受けたものとする。
- 3.この規約は、平成 2 5 年 4 月 1 日に改正し施行する。